

ブッシュとチェイニー

米正副大統領の「収入」を解剖する

覇権国家首脳の1年の稼ぎを米国の税務のプロが解き明かすと、無機質な数字から意外な側面が見えてくる。

なりたもとと
成田元男 (米国税理士)

日本のような年末調整制度を持た

ない米国では、給与所得者も毎年自分で確定申告せねばならず、大統領もその例外ではない。日本ではあまり知られていないが、カーター以降の歴代米大統領の連邦個人所得税申告書は、PDF形式でウェブサイトに公開されている。2004年度の申告期限は05年4月15日(金)。

同年のブッシュ現大統領の申告書は、筆者がサイトをチェックした4月18日(月)には、チェイニー副大統領の申告書と併せて掲載されていた(なお、申告書作成代行者は、ブッシュ大統領が中西部を地盤とする

ノーザン・トラスト銀行、チェイニー副大統領が大手会計事務所KPMGである)。

そこで、公開されたブッシュ大統領の個人所得税申告書(Form 1040)の中身を分析し、チェイニー副大統領と比較したうえで、米国正副大統領のライフスタイルの一端を見てみたい。

ブッシュ夫人の職業欄は「FIRST LADY」

米国では、確定申告を夫婦合算で行うのが税務上有利であり、一般的である。ブッシュ、チェイニー正副大統領とも合算申告を選択している。このため、政治・社会活動はしているものの基本的には主婦であるローラ夫人を持つ大統領と、保守系シンクタンクA E Iの理事なども務める事業家であるリン夫人を持つ副大統領とは、申告書の風景がまるで異なり非常に興味深い。

ちなみに、申告書上、ローラ夫人の職業は「FIRST LADY」

となっている。

具体的な分析に入ろう。ブッシュ大統領夫妻の主な収入源は、合衆国大統領としての給与所得である。その金額は40万ドル足らずであり、その圧倒的な重責からすれば低いと感ずるのは筆者だけではないだろう。

ブッシュ大統領夫妻の収入明細で最大の特徴は、給与所得とほぼ同額の利子所得(約36万ドル)を得ていることである。その大部分は、ローン・スター・トラストという、直訳すれば「一つ星信託」から配分されている。当該信託の詳細は不明であるが、ローン・スターはブッシュ大統領の地元テキサス州の象徴であり、富裕なブッシュ家が歴代築いてきた財産の一部と推察され、預金または債券による運用が中心と思われる。

この他、配当所得やロイヤルティ収入も得ているが少額である。また米国債運用によるキャピタル・ロス(3000ドル)米国税法上のキャピタル・ロスと通常所得との通算限度額)を計上している。米国政府の

代表として米国債を保有しているということなのかもしれないが、例年損失取引を繰り返している真意はわからない。これらの結果、総所得(経費などの控除前)は約78万ドルとなっている。

大統領夫妻は経費・控除項目もシンプルである。約11万ドルの項目別控除を経費計上しているが、大きなものは赤十字等に対する8万ドル弱の慈善寄付金と、2万ドル強のテキサス州での固定資産税である。最終的に、ブッシュ大統領は課税所得約67万ドルからくる約20万ドルの所得税額に対して、約11万ドルの源泉所得税と約13万ドルの予定納税を支払い済みであることから、約4万ドルの支払い超過分を翌期の予定納税に充てている(還付金は受け取っていない)。

チェイニーの総所得はブッシュの2・2倍

一方、チェイニー副大統領夫妻の申告書は、税務専門家から見ても刺激的なものと言える。

まず何といつても、ブッシュ大統領夫妻の2倍以上である約175万ドルの総所得を稼いでいるが、そのうち給与所得は約43万ドルに過ぎない(それでもブッシュ大統領夫妻を凌ぐ給与である)。加えて、給与とほぼ同額の非課税の利子所得を得ている。副大統領夫妻の最大の収入項目



Bloomberg

重責に対する報酬は40万ドル足らず(ブッシュ米大統領夫妻)

はリン夫人が教育事業等で稼ぐ事業所得であり、約53万ドル。これ以外に約33万ドルの配当所得、約22万ドルのキャピタル・ゲイン、約20万ドルの補完的所得（主にリン夫人の印税収入）を得ている。大統領とは逆に、課税利子所得は約4万ドルのみである。誠に旺盛な事業意欲と積極的な運用姿勢がここから見てとれる。

副大統領夫妻は、経費・控除面も積極的である。実に40万ドル以上の項目別控除を計上している。最大の要素は大統領夫妻と同じく慈善寄付金であり、寄付先は非公表ながら約30万ドルを寄付している。

ハイリスク・ハイリターン なチエイニー

興味深いのは、約133万ドルの課税所得に対する所得税額が約37万ドルとなっており、米国連邦所得税の最高限界税率35%よりかなり低くなっていることである。ブッシュ政権の行ったキャピタル・ゲイン減税や適格配当所得優遇措置の恩恵に、自ら浴していると言えよう。そして、自営業税等を加えた約39万ドルの納税額に対し、約10万ドルの源泉所得税と約19万ドルの予定納税を行っていることから、残りの約10万ドルを確定申告と同時に納付している。

ブッシュとチエイニーの確定申告

(単位:ドル)

	ブッシュ 大統領夫妻	チエイニー 副大統領夫妻
給与所得	397,065	425,584
利子所得(課税分)	363,483	35,845
配当所得	24,770	326,729
事業所得	0	533,197
キャピタル・ゲイン/ロス	-3,000	222,463
補完的所得	1,901	203,976
総所得	784,219	1,747,794
課税所得	672,788	1,328,678
所得税額	207,335	370,975
自営業税等税額	0	27,678
支払源泉所得税額	111,241	95,143
支払予定納税額	134,600	195,712
確定納税/還付額	-38,534	102,663

(出所) Tax History Projectより筆者作成

以上の分析から、あえて推測を交えて語れば、ブッシュ大統領夫妻は、以前は石油事業を行ったり、大リーグ球団を所有したりする実業家であったものの、現在は合衆国大統領としての給与とブッシュ一族から引き継いだ資産の保守的な運用を主な収入源とする、手堅いライフスタイルを貫いている。これに対し、チエイニー副大統領夫妻は、今なお事業を展開すると共に積極的な資産運用も行っており、ハイリスク・ハイリターンの経済生活を送っていると言えよう。

なお、前記はすべて連邦所得税に関する分析である。正副大統領がどの州を税務上の居住州として申告しているかは公表されていないが、出身地であるテキサス州は、日本で言う住民税にあたる州個人所得税を課税しない七つの州の一つであること最後に付記したい。

インサイト・コラム

もんじゅ設置許可適法の判決 喜ばない経産省の本音

高速増殖炉原型炉「もんじゅ」を巡り、周辺住民が国の設置許可の無効確認を求めた訴訟で、最高裁は設置許可を適法とする逆転判決を下したが、裁判で勝利したはずの経産省の受け止め方は複雑だ。

経産省が電力自由化を進める上で、高速増殖炉を中軸に据えた核燃料サイクルの国策路線は明らかで、大幅に上回る核燃料サイクル路線に沿って電力会社に「協力要請」しながら、自由競争を導入するというのは論理矛盾そのもの。電力自由化が掛け声倒れになっているのもこのためだ。

旧通産省以来、同省の本音は核燃料サイクルの放棄だったとみていい。元事務次官で原子力産業課長の経験のある熊野英昭氏(故人)は現役時代にそれを主張していたし、歴代課長経験者の多くも同様の意見だった。

しかし一度決まった国策、しかもすでに「もんじゅ」は7000億円



高速増殖炉「もんじゅ」
を超える投資をし
ているだけにスト
ップをかけること
ができなかった。
今回の最高裁判決
でさらに歯止めが
かからなくなると

予想される。省内には「反対と言っていた幹部はなぜ体を張らなかつたのか」と歴代幹部を責める声が強いのか」と

東証上場に水を差す 金融庁の真の狙い

東京証券取引所の東証への上場が暗礁に乗り上げかけている。監督官庁である金融庁が、上場に際しては東証の自主規制部門を分離すべき、と要求しているからだ。東証はこれに応じない方針で、その場合、2005年度内の上場は難しく、来年度以降にずれ込む恐れが出てきた。

証取は上場企業が設備投資や運転資金などの資金を不特定多数の投資家から集めるための場であり、いわば資本主義のインフラ。自主規制とは、株式売買の適正さや新規上場の審査などを指し、証取の中でも最も公共性が求められる部門だ。だから、金融庁の言い分にはもともと面もあるが、額面通りにも受け取れない。というのも、金融庁は旧大蔵省から分離して以来、権限拡大に極めて熱心だった。昨年のUFJグループ、今年の三井住友グループの「追い込み」を見れば、よく分かる。

今度は単なる裁量ではなく、明確に権限を強化したいはずだ。金融庁は表向き「当局が手に入れるつもりはない」としているものの、東証が自主規制部門を手放せば、その権限奪取を目指すのはほぼ確実だ。金融庁の権限強化は日本の証券市場にとってハッピーなことなのだろうか。